

「中国中学校選手権大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと、校長が判断した場合に適用するものである。安易に引率者としての外部指導者の引率を認めるものではない。

(1) 引率者としての外部指導者の規程

- ① 当該校の校長が適切であると認めた20歳以上の成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規程違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規程以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。

(2) 引率者としての外部指導者の引率については、中国中学校選手権大会の全競技に適用する。

(3) 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認める。

(令和5年度大会より実施、令和4年11月10日理事会改定)

- ① 他校に監督を依頼する際は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長(校長)と本人に文書で依頼する。
- ② 手続きは、様式2, 3, 4, 5, 6をもって行う。
- ③ 引率者としての外部指導者が監督をする場合は、様式3, 4, 5, 6は不要とする。

(4) 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

(5) 引率上の留意点及び大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

- (a) 引率時は、公共の交通機関を利用する。
- (b) 外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
- (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、出場校の負担とする。
- (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
- (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
- (f) 宿泊する場合は、学校(大会本部)より指示された宿舎とする。
- (g) その他、引率に必要な事項を指導する。

② 大会会場における留意点等

引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命じる。チーム・選手は失格になることもある。

- (a) 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。
- (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (c) ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規程に従う。

* この細則は、平成25年 4月1日から施行する。

平成30年 5月24日 一部改訂 「部活動指導員の追加」

平成30年11月21日 一部改訂 「(2) *を一部削除」

令和 4年11月10日 一部改定 「(1) ①20歳以上の追加」

「(3) を一部改定」

令和 5年 1月26日 一部改訂